

生駒市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した令和元年度第1回定期監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年3月19日

生駒市監査委員 東 良 徳 一

生駒市監査委員 白 本 和 久

記

1 監査の種別

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の期間

令和元年10月9日から令和2年2月18日まで

3 監査の対象

市長公室	秘書企画課、広報広聴課
総務部	総務課（公平委員会含む。）、財政経営課
地域活力創生部	市民活動推進課、市民活動推進センター、いこまの魅力創造課
市民部	課税課、収税課、人権施策課（人権文化センター、男女共同参画プラザ、児童館含む。）
福祉健康部	保護課
建設部	事業計画課、営繕課
生涯学習部	スポーツ振興課
上下水道部	下水道課、竜田川浄化センター
会計課	

4 監査の方法

財務に関する事務の執行及び財産（物品を含む。）管理等が、法令に従い適正かつ効率的に行われているかについて、関係諸帳簿等の照合・確認を行うとともに必要に応じて関係職員からの事情聴取等を行い実施した。

なお、本年度は、昨年度に引き続き契約事務が法令に従い適正に処理されているか及び現金等の取扱いが適正に行われているかについてを重点項目として監査を行った。

5 監査の結果

事務処理は、概ね適正かつ効率的に処理されていると認められた。

事務処理上さらに改善・検討を要する事項については、その都度該当する所属長及び担当者に所見を述べるとともに、指導を行った。

各課の監査の詳細については、別紙のとおりである。

(別紙)

市長公室

秘書企画課

1 監査実施日 令和元年10月10日

2 監査結果

(1) 歳出について

ア 市長交際費の支出事務について

市長交際費支出状況表を確認するとともに、手持現金の残額を確認したところ、支出処理及び現金の管理について概ね適正に行われており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 契約事務について

支出負担行為伺書、入札関係書類、契約書、随意契約理由書等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) その他の事項について

道路通行料及び自動車借上料等の資金前渡による現金について、管理状況を確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

広報広聴課

1 監査実施日 令和元年10月21日～10月24日、11月20日

2 監査結果

(1) 歳入について

広報いこまの広告欄及び市ホームページのバナー広告に係る広告収入について、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票、契約書、プロポーザル関係書類等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、入札関係書類、契約書、随意契約理由書、プロポーザル関係書類等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

総務部

総務課（公平委員会を含む。）

1 監査実施日 令和元年10月28日～10月31日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 財産貸付収入について

市有地の貸付収入について、契約書、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 雑入について

市庁舎太陽光発電に伴う売電収入及び古紙等売払い収入について、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、入札関係書類、契約書、随意契約理由書等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

イ 窓口つり銭用現金の管理について

管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

ウ 売払物品の管理について

受払簿及び売払物品（生駒市誌）現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

財政経営課

1 監査実施日 令和元年10月9日

2 監査結果

(1) 歳入について

普通交付税交付金、減収補填特例交付金について、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票、交付決定通知等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 公債費の償還事務について

公債費の償還事務について償還年月日順一覧表等により確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

地域活力創生部

市民活動推進課

1 監査実施日 令和元年12月2日～12月6日、令和2年2月18日

2 監査結果

(1) 歳入について

市有土地貸付収入等について、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票、賃貸借契約書等を照合・確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 自治会等への補助金の支出について

補助金交付要綱、支出負担行為伺書、補助金交付申請書、補助金交付決定書控、実績報告書等関係書類を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

市民活動推進センター ららポート

1 監査実施日 令和元年12月2日～12月6日、令和2年2月18日

2 監査結果

(1) 歳入について

コピー代等の収入について、3か月分を抽出して歳入整理簿、調定伝票、領収書控、コピー

機使用台帳等関係書類を照合・確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他について

ア 行政財産の貸し付けについて

利用者間の交流促進を図る目的で、市民活動推進センター内の一部を市内のボランティアグループに無償で貸し付けているが、使用貸借契約書に暴力団排除に係る条項が含まれていなかったため、是正を指導した。

イ 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

いこまの魅力創造課

1 監査実施日 令和元年10月15日～10月16日

2 監査結果

(1) 歳入について

IKOMA SUN FESTA の出店料について、歳入整理簿、調定伝票及び関係書類を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、プロポーザル関係書類等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

市民部

課税課

1 監査実施日 令和元年11月11日～11月15日

2 監査結果

(1) 歳入について

税関係証明発行手数料の収入事務について3日間分を抽出し、証明交付申請書、調定伝票、収入伝票、日計表、レシートを照合・確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 市税の減免事務について

個人市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税の減免事務について、減免申請書等の関係書類を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) その他の事項について

ア 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

イ 窓口つり銭用現金の管理について

管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

収税課

1 監査実施日 令和元年11月11日～11月15日、12月23日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 現金等徴収事務について

領収証書、納付（納入）受託証書、証券取立代金手続き控等を照合・確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 滞納整理業務について

滞納整理業務について、歳入整理簿、調定伝票、不納欠損処理に係る起案書等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

イ 窓口つり銭用現金の管理について

管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

人権施策課（人権文化センター、男女共同参画プラザ、児童館を含む。）

1 監査実施日 令和元年11月22日～11月26日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 施設使用料収入について

人権文化センターの施設使用料収入について、施設使用許可申請書、調定伝票、収入伝票、領収書控等を照合・確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

また、コミュニティセンターの施設使用料収入について、13日間分を抽出し施設使用許可申請書、調定伝票、収入伝票、領収書控等を照合・確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 物品売払い事務について

男女共同参画プラザにおける「万葉絵はがき」等の物品の売払いについて、受払簿、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票、領収書控等を照合・確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他の収入について

人権文化センター講座参加負担金、コピー代等の収入について、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票及び領収書控等を照合・確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 補助金の支出事務について

生駒市人権教育推進協議会補助金の支出事務について、補助金交付要綱、補助金交付申請書等関係書類を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項

はみられなかった。

ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

男女共同参画プラザにおける窓口つり銭用現金について管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

福祉健康部

保護課

1 監査実施日 令和元年11月27日～11月29日

2 監査結果

(1) 歳入について

生活保護法第63条の規定に基づく返還金及び同法第78条の規定に基づく徴収金の収入事務について、抽出により歳入整理簿、収入伝票、調定伝票、その他関係書類を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

イ 現金の管理について

窓口給付用及び行旅人移送費用の現金の管理について、管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

建設部

事業計画課

1 監査実施日 令和元年10月17日～10月18日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 手数料収入について

地籍調査成果交付手数料及び都市計画道路明示手数料等の収入について、歳入整理簿、調定伝票、手数料集計表、収入伝票、領収書控等について照合・確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 近鉄東山駅エレベーター新設工事に係る平群町からの負担金収入について

平群町との覚書により、市が近畿日本鉄道(株)に交付する生駒市鉄道駅バリアフリー化設備整備事業補助金交付額の26%を平群町が負担することとなっている。平群町からの負担金収入について、覚書、調定伝票、収入伝票等を確認したところ、概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、入札関係書類、契約書、随意契約理由書、見積書等进行检查・確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

イ 窓口つり銭用現金の管理について

管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

営繕課

1 監査実施日 令和元年11月7日～11月8日

2 監査結果

(1) 歳入について

市営住宅使用料及び再開発住宅使用料の収入事務について、調定伝票、収入伝票、収納管理表を照合・確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

また、所得の認定、使用料の算定及び使用料の減免事務について20件を抽出し、収入申告書、収入算定書、収入額認定通知書等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、入札関係書類、契約書、随意契約理由書、見積書等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

生涯学習部

スポーツ振興課

1 監査実施日 令和元年12月18日～12月19日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 体育施設使用料収入について

1か月分を抽出し、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票等の照合・確認を行ったところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 財産貸付収入について

井出山体育施設で市が指定管理者に貸し付けている機器の貸付収入について、協定書、調定伝票、収入伝票を照合・確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ 体育施設命名権収入について

契約書、調定伝票、収入伝票を照合・確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

エ 行政財産目的外使用料について

井出山体育施設、生駒北スポーツセンター及び市民体育館に指定管理者が設置している自動販売機の目的外使用料について、今年度分の収入手続きが行われていなかったため、早急に行うよう指導した。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、入札関係書類、契約書、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

上下水道部

下水道課

1 監査実施日 令和元年12月11日～12月13日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 下水道受益者負担金収入について

5日間を抽出し、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票、受益者負担金申告書、減免申請書、徴収猶予申請書等関係書類を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 下水道使用料収入について

3日間を抽出し、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票等関係書類を照合・確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他の収入について

下水道台帳のコピー代収入について、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票、領収書控を照合・確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、入札関係書類、契約書、随意契約理由書、プロポーザル関係書類等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

イ 窓口つり銭用現金の管理について

管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

竜田川浄化センター

1 監査実施日 令和元年12月19日

2 監査結果

(1) 歳入について

下水道敷地占用料について、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票、申請書、許可書控等を照合・

確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、入札関係書類、契約書、随意契約理由書、見積書等进行检查・確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

会計課

1 監査実施日 令和元年10月11日

2 監査結果

(1) 歳入について

積立基金利子及び歳計現金預金利子の収入処理について、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 小切手の発行について

小切手発行原符及び小切手案内を照合・確認したところ、適正に処理されていた。

イ 現金の管理について

窓口つり銭用現金及び臨時釣銭貸出用現金の管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。